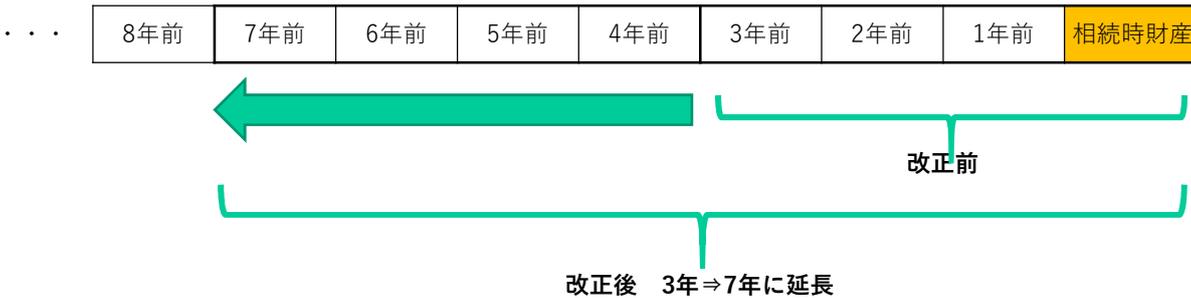


■ 贈与税

1、暦年贈与と相続時精算課税の課税ルールの変更

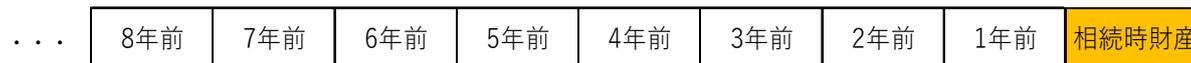
① 暦年贈与・・・生前贈与加算を3年から7年に延長。

◎ 課税対象：相続時財産+亡くなる前7年以内の贈与(4年～7年の贈与は100万円控除有)



② 相続時精算課税・・・年間110万円までは非課税で申告不要。

◎ 課税対象：相続時財産+亡くなる前の贈与（年間110万円まで加算不要。）

💡 亡くなる前7年以内であっても年間110万円までの場合は加算不要。

※上記①・②については、令和6年1月1日以後の贈与により取得する財産に係る相続税又は贈与税に適用。

2、教育資金・結婚子育て資金の一括贈与の非課税措置

① 教育資金の一括贈与

	現行	改正案
適用期間	令和5年3月31日まで	令和8年3月31日まで (3年間延長)
相続税の課税対象	贈与者死亡時点の教育資金の残額 ※受贈者が23歳未満等の一定の場合は課税対象から除外	贈与者死亡時点の教育資金の残額 ※受贈者が23歳未満等の一定の場合は課税対象から除外 ⇒贈与者の相続税の課税価格が5億円超の場合は除外規定が適用されず相続税の対象となる。 ※令和5年4月1日以後の取得に係る相続税に適用
教育期間終了時	教育資金の残額がある場合は、受贈者が18歳未満は一般税率、18歳以上は特例税率を適用して贈与税を計算	教育資金の残額がある場合は、受贈者の年齢に関わらず一般税率を適用して計算 ※令和5年4月1日以後の贈与税に適用

② 結婚子育て資金の一括贈与

	現行	改正後
適用期間	令和5年3月31日まで	令和7年3月31日まで (2年間延長)